

八千代市職員措置請求監査結果公表

八千代市監査委員



八 監 第 1 6 5 号
令 和 3 年 7 月 8 日

(省略) 様

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 嵐 芳 隆

八千代市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

地方自治法第242条第1項の規定により、令和3年5月13日に收受
しました八千代市職員措置請求に係る監査の結果について、同条第5項の
規定により、次のとおり通知します。

第1 請求の内容

- 1 請求人 (省略)
- 2 收受日 令和3年5月13日

3 請求の要旨

請求人から提出された八千代市職員措置請求書及び事実証明書から、当該請求人による請求（以下「本件措置請求」という。）の要旨を次のように解した。なお、原文は別紙のとおりである。

(1) 対象となる機関・職員

八千代市長及び副市長（以下「市長等」という。）

(2) 対象となる財務会計上の行為

八千代市（以下「市」という。）が、社会福祉法人佑啓会（以下「補助事業者」という。）に対し、補助金交付の要件を満たしていなかった事実を認識していたにもかかわらず、令和2年5月21日に令和元年度の八千代市重度重複障害者受入通所施設運営補助金（以下「補助金」という。）3,494,000円を支払ったこと。

(3) 違法又は不当である理由

補助金の交付要件として市が定めた医療的ケアの処置内容は、全て医師の指示書が必要な医療行為であるが、補助事業者の運営する施設（以下「補助事業者施設」という。）で行われた医療的ケアの処置内容は、多くの生活介護事業所で日常的に行われているものであり、補助金の交付要件である医師の指示の下に行う医療行為ではなく、八千代市重度重複障害者受入通所施設運営補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に定められた医療的ケアに該当するものではない。

また、次の事実から、市が定める医療的ケアは医療行為であり、補助金の交付要件となる医療行為（医療的ケア）を必要とする重度重複障害者は、補助事業者施設に在籍していなかった。

- ア 補助金交付要綱の制定理由
- イ 八千代市議会における市の答弁
- ウ 補助金交付要綱に規定する医療的ケアを定めた起案文書の添付資料
- エ 市とNPO法人の意見交換会議事録
- オ 市が医師の指示書を保有していなかったこと

市長等は、補助事業者施設に医療的ケアが必要な重度重複障害者が在籍していなかったことを認識していたにもかかわらず、補助事業者に補助金を交付したことは、地方自治法（以下「自治法」という。）及び八千代市補助金等交付規則（以下「補助金交付規則」という。）に反するものである。

(4) 市に生じている損害

市は、3,494,000円の損害を被った。

(5) 請求する必要な措置

ア 住民監査請求の結果、市長等が違法又は不当な行為により補助金を交付した事実が明らかになった場合は、市長等及び関係者に対し懲戒処分を下すこと。また、補助金交付規則第18条の規定により、補助事業者に補助金の返還を求めること。

イ 早急に、専門家を交え、補助金交付要綱及び医療的ケア16項目の改正を図ること。

第2 請求の受理

1 受理日

本件措置請求は、自治法第242条第1項及び第2項に規定する所定の要件を具備しているものと認め、令和3年5月19日、受理することを決定した。

2 暫定的停止勧告の要否

本件措置請求のあった行為は、自治法第242条第4項に規定する「当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要がある」場合に該当しないものとして、令和3年5月19日、暫定的停止勧告は行わないことを決定した。

第3 監査の実施

1 監査の対象事項

本件措置請求から、令和元年度の補助金の交付が、自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に当たるか否かを監査の対象事項とした。

2 監査の対象部課

健康福祉部障害者支援課

3 監査の期間

令和3年5月19日から同年7月5日まで

4 弁明

令和3年5月24日に市長から弁明書及び関係資料が提出された。弁明書の要旨は、次のとおりである。

(1) 市が定める医療的ケアについて

補助金の制度運営に当たり、市が定める医療的ケアは、看護師が行うことをその要件としているが、具体的に定めた16項目については、その全てにおいて医師の指示が必要であることを予定しておらず、医療行為には当たらない項目も含まれている。

(2) 医療的ケアを必要とする重度重複障害者の在籍について

市が定める医療的ケアの中には、医療行為ではない項目もあり、補

助金の実績報告等において、医師の指示書を添付書類として求めているはない。

また、補助金交付要綱で定めている重度重複障害者が在籍していることは、実績報告書の生活介護サービス提供実績記録票のほか、補助事業者施設に訪問して補助事業対象の重度重複障害者に面会して、その事実を確認している。

(3) 市の損害について

市が定める医療的ケア16項目は、補助金交付要綱に基づく補助制度の事務に支障を来たさないよう、補助の要件としての一定の解釈を確立するために定めたものである。

また、補助金交付の目的は、事業者が重度重複障害者の受入実施に要する費用の一部を補助し、事業の安定を図ることで重度重複障害者の適切な支援を持続可能となるように環境を整えることにあり、それは、本市の福祉行政の1つとして必要であることから、その目的は公益上の必要性を有することは明らかであり、自治法に違反しているとは言えない。

さらに、補助金交付規則の規定により、補助金の交付手続を行っており、補助金交付規則に違反していない。

よって、請求人が主張するような事実はなく、市は損害を被っていない。

5 陳述

自治法第242条第7項の規定により、請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和3年6月28日に請求人の陳述の聴取を行った。

また、同日に市の関係職員の陳述の聴取を行った。

なお、請求人の意向を確認した上で、請求人の陳述における市の関係職員の立会い、市の関係職員の陳述における請求人の立会いをそれぞれ認め、さらに、これら陳述の傍聴を認めた。

第4 監査の結果

1 主文

本件措置請求に理由がないと認め、これを棄却する。

2 確認した事実

本件措置請求及び陳述の内容について、関係書類等を照合するとともに調査を実施し、以下の事実を確認した。

(1) 補助金交付要綱について

市は、補助金交付要綱を平成30年3月30日に告示（平成30年八千代市告示第113号）し、同年4月1日から施行した。

この補助金交付要綱の趣旨は、補助金交付要綱第1条に「重度重複障害者に対し生活介護を提供する生活介護事業所が適正な通所施設の運営を行うために必要な経費に対し補助金を交付する」と規定されている。

また、補助金交付要綱第2条第1号に重度重複障害者の定義が、第3条第1項第1号及び第3号に補助事業として市内の生活介護事業所が重度重複障害者に対して実施すべき行為が次のとおり規定されている。

(補助金交付要綱【抜粋】)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 重度重複障害者 次のいずれにも該当する障害者として市長が認める者をいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所が最重度又は重度の知的障害者と判定した者であること。

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級又は2級の障害のある者であること。

ウ 人工呼吸器の管理、気管切開部の処理、たん吸引その他の看護師が行う医療的ケアを必要としていること。

(2)～(8) (略)

(補助事業等)

第3条 補助金は、次のいずれにも該当する生活介護事業所に対して交付する。

- (1) 本市において生活介護の提供を行っていること。
 - (2) (略)
 - (3) 3人以上の重度重複障害者に対し、入浴、排せつ及び食事の介護を提供し、並びに看護師が行う医療的ケアを行っていること。
 - (4) (略)
- 2 (略)

(2) 補助金の交付申請から交付（支出）までの経緯

ア 交付申請

平成31年3月31日に補助事業者から市に補助金交付申請書及び交付申請に必要な全ての添付すべき書類が提出され、市は書類審査を実施した上で、同年4月1日に補助金を4,888,000円とすることを決定し、補助金交付決定通知書により補助事業者に通知した。

イ 変更承認申請

令和2年3月26日に補助事業者から市に補助金事業変更承認申請書及び変更承認申請に必要な全ての添付すべき書類が提出され、市は書類審査を実施した上で、同月27日に補助金を4,888,000円から3,771,000円に変更することを決定し、補助金事業変更承認通知書により補助事業者に通知した。

ウ 実績報告

令和2年3月31日に補助事業者から市に実績額3,494,000円の補助金実績報告書及び実績報告に必要な全ての添付すべき書類が提出され、市は書類審査を実施した上で、同日に補助金を3,494,000円と確定し、補助金交付額確定通知書により補助事業者に通知した。

エ 交付（支出）

令和2年5月1日に補助事業者から市に補助金交付請求書が提出され、市は同月13日に補助金の支出決定をし、会計管理者の審査を経た上で、同月21日に補助事業者に対し3,494,000円を支出した。

(3) 市が定める医療的ケアについて

市は、補助事業の交付申請と審査事務等において、平成30年4月1日に施行された補助金交付要綱の医療的ケアを具体的に定める必要があることを理由に、補助金交付要綱第13条に規定する市長が別に定めるものとして、同年7月24日に次の16項目を市が定める医療的ケアとした。

この市が定める医療的ケアには、医師の指示書等を必要としない行為も含めている。

（補助金交付要綱【抜粋】）

（その他）
第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(市が定める医療的ケア【原文のとおり】)

八千代市重度重複障害者受入通所施設運営補助金交付要綱第2条第1号ウに規定する医療的ケアとして市長が定めるものについて

(医療的ケア)

第1 医療的ケアは、下表のとおりとする。

1	人工呼吸器の管理	9	浣腸
2	気管切開部の処理	10	摘便
3	たん吸引	11	カテーテル(コンドーム留置)の使用
4	ネブライザーの実施	12	ストーマ・膀胱ろうの管理
5	経管栄養(胃ろう, 腸ろう, 経鼻)	13	酸素療法
6	中心静脈栄養の管理	14	バイタル管理
7	導尿	15	皮膚ケア(じょくそうの処置)
8	点滴の管理	16	処方薬の管理

3 判断

請求人は、市が定めた医療的ケアの処置内容は全て医師の指示書が必要な医療行為であり、補助事業者施設では医療行為である医療的ケアが行われていなかったことと、そもそも補助事業者施設に医療的ケアを必要とする重度重複障害者が在籍していなかったことから、補助金の交付要件を満たしていなかったにもかかわらず、市が補助事業者に対し補助金を交付したことは、違法又は不当であり、市は損害を被ったと主張している。

そこで、補助金の交付要件である医療的ケアを必要とする重度重複障害者の在籍があったか否か、また、補助金の交付手続において違法又は不当な財務会計上の行為があったか否かを検討する。

(1) 医療的ケアを必要とする重度重複障害者の在籍について

補助金の交付要件である医療的ケアを必要とする重度重複障害者の在籍については、補助事業者から市に提出された書類において、補助事業者が市の定めた医療的ケアを重度重複障害者に対して実施していたことが示されていることから、補助事業者施設に医療的ケアを必要とする重度重複障害者が在籍していなかったとする請求人の主張は認められない。

なお、請求人は市が定めた医療的ケアの処置内容は全て医師の指示書が必要な医療行為としているのに対し、市は市が定めた医療的ケアに医師の指示書等を必要としない行為も含めているとしており、請求人と市の医療的ケアの定義に相違がある。

この点については、自治法第232条の2（寄附又は補助金）において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されており、公益上の必要性があるか否かの判断は、市に一定の裁量権があると解されていることから、補助金交付要綱の趣旨等を勘案すると、補助金交付要綱を制定し、医師の指示書等を必要としない行為を含め医療的ケアを具体的に示した市の判断が、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものと認められず、また、行政運営において妥当性を欠く又は適当でない行為とはいえない。

(2) 補助金の交付手続について

補助金の交付手続については、市は公益上の必要性から補助金交付要綱を制定しており、また、市は補助金交付規則及び補助金交付要綱に従い、補助事業者から市に補助金の交付申請、変更承認申請及び実績報告において必要な全ての添付すべき書類を提出させ、書類審査を実施した上で、補助金を適正に交付していたことが、申請書等の各書類から認められる。

よって、補助金の交付手続において違法又は不当な財務会計上の行為が存在しないことから、補助事業者に補助金を交付したことは、自治法及び補助金交付規則に反するものであるとする請求人の主張は認められない。

4 結論

以上のことから、請求人の主張には理由がないと認め、主文のとおり決定する。

(別紙) 請求人からの職員措置請求書

八千代市職員措置請求書

八千代市長、副市長に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

(1)措置請求の対象者並びに財務会計上の行為

措置請求の対象者は、八千代市長、副市長（以後、市長等という）である。

「市長等」は、令和元年度に、社会福祉法人佑啓会（以後、佑啓会という）が運営する「ふる里学舎八千代」（以後、ふる里学舎という）が、「八千代市重度重複障害者受入通所施設運営補助金交付要綱」（以後、補助金交付要綱という）第2条第1項（1）のウ並びに第3条第1項の（3）及び第2項に定める「重度重複障害者」の定義並びに「補助事業」の要件を満たしていなかった事実を認識していたが、令和2年5月21日、令和元年度分（平成31年4月1日～令和2年3月31日）の補助金（公金）3,494,000円を佑啓会に支払った。

「市長等」は、「ふる里学舎」が、令和元年度に重度重複障害者に対して行った「医療的ケアの処置内容」を明らかにしていない。

しかし「市長等」が主張する「医療的ケア」の処置内容は、「ふる里学舎」の生活介護において、バイタル管理として、3人以上の重度重複障害者（以後、補助事業対象者という）に対し、看護師が血圧、体温、脈拍、酸素飽和度（以後、バイタルチェック4項目という）の測定行為であることは明らかである。

「ふるさと学舎」が行った「バイタルチェック4項目」は、多くの生活介護事業所で日常的に行われているものであり、補助金交付の要件である医師の指示の基に行う医療行為ではない。

即ち、「補助金交付要綱」第3条に定められた「補助事業」並びに同条第1項の（3）に定められた「医療的ケア」に該当するものではない。

「ふるさと学舎」が、医療的ケアに該当しない「バイタルチェック4項目」を行い、「市長等」が補助金を交付したことは明らかである。

その事実を示す根拠は、以下のとおりである。

- ①現在、住民訴訟の係争中であるが、令和3年3月1日付け「被告準備書面（2）」並びに関係者3名の「陳述書」において、平成30年度に「ふる里学舎」が補助事業対象者に行った医療的ケアは、バイタル管理の「バイタルチェック4項目」であると主張していること。（被告とは、八千代市長のことである）
- ②平成30年度並びに令和元年度の補助事業対象者の身体障害者手帳、療育手帳を比較した結果、平成30年度並びに令和元年度の補助事業対象者が同一人であること。
- ③「市長等」は、補助事業対象者に対する医療行為に必要な「医師の指示書」を保有していないこと。

「バイタルチェック4項目」は、医師の指示書を必要としない介護職でも行

うことができる行為である。

以上の根拠から、令和元年度に「ふる里学舎」が医療的ケアとして行った行為は、「バイタルチェック4項目」であることは明白である。

「バイタルチェック4項目」は、介護職が行うことができ、多くの生活介護事業所で行われている医師の指示を必要としない「医療的ケア」に含まれない行為である。

「市」が、補助金交付の対象として定めた医療的ケアの処置内容は平成30年7月24日に決裁された「補助金交付要綱に規定する医療的ケアとして市長が定めるもの」（以後、医療的ケア16という）は、バイタル管理を含め、すべて医療行為としての処置内容である。

「バイタルチェック4項目」の記述は、平成30年7月24日に決裁された「医療的ケア16」の起案用紙並びに添付資料に存在しない。

また、「バイタルチェック4項目」が「医療的ケア16」に含まれるとする起案用紙、決裁書類も存在しない。

さらに、「ふる里学舎」には、令和元年度に、補助事業の対象となる医療行為（医療的ケア16）が必要な補助事業対象者が在籍していなかったこと。

また、「市長等」並びに「ふる里学舎」は、医療行為（医療的ケア16）に必要な「保健師助産師看護師法」（以後、保助看法という）第37条に定める「医師の指示書」等を保有していなかったことが明らかになっている。

「市長等」は、このような事実を認識していたにもかかわらず、法令に反し、令和元年5月21日に補助金（公金）を佐啓会に支払った。（市長等の一連の行為を、以後、「本件行為」と言う）

(2)補助金交付に係る違法、不当な行為

①平成30年7月24日に決裁された「医療的ケア16」の起案用紙に添付された処置内容は、全て医師の指示書が必要な「医療行為」である。

市長が、平成30年7月24日に「医療的ケア16」として決裁した「バイタル管理」の処置内容は、「血圧、心拍、心電図、呼吸数、酸素飽和度のいずれか1項目以上について、24時間以上にわたって、モニターを体に付けた状態で継続的に測定されている場合。

ただし、血圧測定の頻度は1時間に1回以上のものに限る」であり、医師の指示の基に行う医療行為としてのバイタル管理である。（心拍と脈拍は、基本的には同義である）

しかし、「市長等」が認めた「ふる里学舎」で行った医療的ケアは、医師の指示を必要としない、多くの施設で一般的に行っている「バイタルチェック4項目」（看護師が行う体温、血圧、脈拍、酸素飽和度の測定）であった。

②後述するが、令和元年度に「ふるさと学舎」には、補助事業の対象となる医療行為（医療的ケア）を必要とする重度重複障害者が在籍していなかったこ

とが明らかになっている。即ち、補助金交付要件である補助事業が存在していなかった。ということである。

(3) 本件行為の違法、不当な理由

「補助金交付要綱」では、補助金交付条件の一つとして、同要綱第3条第1項(3)において、「3人以上の重度重複障害者に対し、入浴、排せつ及び食事の介護を提供し、並びに看護師が行う医療的ケアを行っていること」と定めている。

「市長等」は、「補助金交付要綱」に定めるバイタル管理の処置内容を「都合の良い、バイタルチェック4項目」に提造しただけでなく地方自治法に定める「公益上必要な場合」の補助事業対象者が、「ふるさと学舎」には在籍していなかったことを認識していた。

にもかかわらず、佑啓会に令和元年度分の補助金を支払った事実は、市民に対する裏切り行為であり、公益に反する行為である。

このことは、以下に示す法令並びに規則に反するものである。

① 地方自治法232条の2に定める

「普通地方公共団体は、公益上必要がある場合に、寄附又は補助ができる」に反する違法行為である。

② 以下に示す八千代市補助金等交付規則第4条第1項の(1)～(4)に反する違法行為である。

(1) 補助金の交付が法令に違反していないか。

(地方自治法232条の2に違反した行為である)

(2) 補助事業の内容が適正であるか。

(市長が定めるバイタル管理は、24時間以上にわたってモニターを体に付けた状態で、血圧、心拍、酸素飽和度等のいずれか1項目以上が測定されている状態である。

モニター機器を使用するバイタル管理は医療行為である。「ふるさと学舎」が、平成30年7月24日決裁の「医療的ケア16」の処置内容に反する行為を行っていたことは、補助事業の内容として適切ではない)

(3) 金額の算定に誤りがあるか。

(佑啓会の行為は、補助金交付の条件を満たしていない事業である。

したがって、金額の算定はゼロであり、算定に誤りがある)

(4) 補助金を交付することが適当であるか。

(上記に示すとおり、補助金の交付は不適当である)

(4) 「医療的ケア16」が、医療行為であること。並びに「ふるさと学舎」に、医療的ケアを必要とする重度重複障害者が在籍していなかったことを示す具体的な事実。

(医療行為とは、医師の指示の基に看護職が行う医行為である)

①「補助金交付要綱」の制定理由に以下の事由が示されている。

「重度重複障害者は、障害の特性から医療的ケアなどの特別な支援が必要である。

近隣で通所可能な施設数が少なく、八千代市在住の重度重複障害者の多くも市外に通所しており、市内で通所できる施設が整備されることが望まれている。

そのために補助金交付要綱を制定して・・・とある。

②平成30年7月24日に決裁された、「医療的ケア16」について、令和元年9月定例会（八千代市議会）において、三田登議員の質問に答えて、八千代市健康福祉部長（当時）が、「市長が定めた医療的ケア16項目は、重度重複障害者に対して、適切な支援を行うために必要な医療行為と判断し、設定したものである」と答弁した。

③同じく、令和元年9月市議会において、三田登議員の質問に対し「医療的ケアを必要とする重度重複障害者の施設が市内にはなく、受け入れするにあたり、（中略）重度重複障害者一人一人に対して適切な支援を行うために補助金交付制度を創設した」と答弁した。

このように、「医療的ケア」は、重度重複障害者に対しての特別な支援であり、今まで八千代市にはなかったものである。

そのため、市長が「医療的ケア16」を定め、医療行為を必要としている重度重複障害者を支援するため「補助金交付要綱」を創設した。

即ち、「医療的ケア16」は、特別な支援で、看護師が医師の指示の基に行う医療行為である。

「市長等」が主張している「バイタルチェック4項目」（体温、血圧、脈拍、酸素飽和度の測定）は、医療行為ではない。

介護職でも行えるケアであり、特別な支援でも、八千代市にはなかったものでもない。

バイタルチェック4項目（体温、血圧、脈拍、酸素飽和度）は、機器を装着すれば、自動的に測定できるものであり、多くの生活介護事業所で重度重複障害者に対し、日常的に行っているルーティンである。

したがって、「バイタルチェック4項目」を行えば、補助金を交付することができるなら、他の医療的ケア15項目の必要性は全くない。

ルーティンワークである「バイタルチェック4項目」の測定行為で、補助金を交付することは、公益上必要な補助とはいえない。

また、補助金を受給するために、本来の医療的ケアを必要としている重度重複障害者の受け入れを拒否することができるということである。

「バイタルチェック4項目」を補助事業対象者に行うために必要な人員配置

は、看護師は1人と介護職員がいれば十分である。

「バイタルチェック4項目」は、「市長等」が、補助金の交付を正当化するため、後付けの言い訳として付け足したもので、書面としての記述は一切存在しない。

「市長等」の主張は、理屈に合わない支離滅裂な言い分であり、公金である補助金を交付するに値するものではない。

④「補助金交付要綱に規定する医療的ケアとして市長が定めるものについて」が平成30年6月28日起案、同年7月24日決裁された。

決裁内容は、以下に示す医療的ケア16項目並びにそのうち、10項目が含まれている「医師または医師の指示に基づき、看護師等によって実施される医療行為12項目」の処置内容が、参考資料として添付された。

担当の主査が起案し、副主幹、課長、次長、部長、副市長が決裁し、平成30年7月24日市長が最終決裁し、同日完結した。

尚、下記16項目は、すべて「保助看法」第37条に規定されている医師の指示の基に看護職員が行う医療行為である。

- 1、人工呼吸器の管理
- 2、気管切開部の処理
- 3、たん吸引
- 4、ネプライザーの実施
- 5、経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻）
- 6、中心静脈栄養の管理
- 7、導尿
- 8、点滴の管理
- 9、浣腸
- 10、排便
- 11、カテーテル（コンドーム留置）の使用
- 12、ストーマ・膀胱ろうの管理
- 13、酸素療法
- 14、バイタル管理、
- 15、皮膚ケア（じょくそうの処置）
- 16、処方薬の管理

決裁とは、「八千代市文書管理規則」の逐条解説として、市の職員が保有している「八千代市文書管理規則の解説 第3次改定版」（平成30年3月）、文書管理規則第15条「起案の要領」の【解釈及び運用】によれば、「起案とは、市の意思を決定するため、その基礎となる原案を作成することを言う、参考資料、関係書類は、起案用紙に添付しなければならない」とある。

「完結とは、文書処理の終了したことを指すものである」と示している。したがって、市長決裁は、添付した書類を含め、市の意思決定として完結したものである。

「市長等」は、「ふるさと学舎」が医療的ケアとして補助事業対象者に対し「バイタル管理」を行ったと主張するなら、先述したように、起案用紙に添付されたバイタル管理の処置内容でなければならない。その内容は以下のとおりである。

「血圧、心拍、心電図、呼吸数、酸素飽和度のいずれか1項目以上について、24時間以上にわたってモニターを体に付けた状態で測定されている場

合、ただし、血圧測定の場合は1時間に1回以上のものに限る」の処置である。

しかし、「ふるさと学舎」が行ったバイタル管理は、多くの施設で一般的に行われている医療行為ではない、体温、脈拍、血圧、酸素飽和度等が自動測定される、簡易な「バイタルチェック4項目」であった。

- ⑤「令和元年度八千代市手をつなぐ親の会意見交換会議事録」によると、（実施日：令和元年6月29日）平成30年度並びに令和元年度に、ふる里学舎には、医療的ケアを必要とする重度重複障害者が、在籍していないことが明らかになった。

その根拠は、「親の会」が事前に提出した「医療的ケアを必要としている障害者の通所が難しい」という質問に対し、

障害者支援課（課長）は、次のとおり回答している（原文のまま）

「医療的ケアでの受け入れを断られた言うことを聞いて、私もちょっと驚いていまして、すぐに「ふる里学舎八千代」に連絡を入れて状況を確認しました。現在は42名受け入れており、職員の配置が難しいとのことでした」

この議事録から、佑啓会が運営する「ふるさと学舎」には、補助金交付の対象者である医療的ケアを必要とする重度重複障害者は、在籍していないことが明らかになった。

- ⑥「ふる里学舎」の補助事業対象者は、「補助金交付要綱」第2条第1項（1）のウに定める「重度重複障害者」の定義、並びに同要綱第3条第1項の（3）補助事業の要件に該当していないことが明らかになった。

その根拠は、「市長等」は、医療的ケア（医療行為）に必要な「医師の指示書」を保有していなかったことである。

このように「医療的ケア16」に定められた医療行為が、補助事業対象者に対し行われなかったと言う事実は、補助事業そのものが存在しなかったということである。

それ故、当然そこには「市」の裁量権も存在しない。

- (5) 疑惑を晴らすために「市長等」が明らかにすべきこと

補助事業対象者の令和元年度「介護給付費・訓練等給付費等明細書」を精査した結果。補助事業対象者の内1名が「障害支援区分5」である。

「補助金交付要綱」第2条に定める「重度重複障害者」の定義（要約）は、以下のいずれにも該当する障害者である。

- (イ) 療育手帳の障害程度が、最重度または重度。
- (ロ) 身体障害者手帳の障害等級が、1級または2級。
- (ハ) 人工呼吸器、気管切開部の処理、たん吸引その他の看護師が行う医療的ケアを必要としていること。

上記の条件に該当する障害者で「障害支援区分5」は、絶対あり得ない。重度重複障害者の中で「補助事業対象者」の要件に該当しない利用者が存在する可能性がある。

もし、このことが事実なら、「市長等」並びに「佑啓会」は、補助金の交付及び申請について虚偽の申告をし、市民の税金である補助金を違法に交付したことになり、大きな問題に発展する可能性がある。

このような疑惑を晴らすためにも、「市長等」は、保有している補助事業者の「療育手帳の障害程度」並びに「身体障害者手帳の障害等級」を明らかにすべきである。

障害程度等を明らかにしても、特定の個人を識別することはできない。

よって、個人の権利、利益を損なうことは一切ない。

反対に、「障害程度」等を明らかにすることによって、障害者の人権、利益、が悪用されることを防ぎ、補助金が公益上適切に運用されているか、どうか、「市民の権利と公金の違法支出」を守ることになる。

一方、「市」は、補助事業対象者の「障害程度」等と同様の情報である「障害支援区分」を、申請人の情報開示請求に対し、補助事業対象者の「介護給付費・訓練等給付費等明細書」によって明らかにしている。

「障害程度等」を明らかにしないとすることは、前述の情報開示との整合性がなく、都合の悪いことを隠蔽していると言わざるを得ない。

(6) 本件行為による八千代市の損害について

本件行為の結果、八千代市は3,494,000円の損害を被った。

「市長等」は、補助金の交付を違法、不当な行為と認識していたが、佑啓会に補助金を交付し、「市」に多大な損害と不利益を与えた。

(7) 措置請求の内容

① 住民監査請求の結果、「市長等」が不当、違法な行為により、補助金を交付した事実が明らかになった場合は、「市長等」並びに関係者に対し懲戒処分を下すこと。また、「八千代市補助金等交付規則」第18条にのっとり、佑啓会に「補助金」の返還を求めること。

② 早急に、専門家を交え「補助金交付要綱」並びに「医療的ケア16」の改正を図ること。

※原文のとおり。なお、事実証明書は省略した。